

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う必要があることから、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給します。

支給対象者 ①住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で横芝光町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯

令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①②ともに、住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯は除きます。

支給額

1世帯につき10万円(①②を重複して受給することはできません)

受給手続き

①住民税非課税世帯(提出期限：5月20日(金))

対象と思われる世帯には、2月下旬に確認書を発送しましたので内容を確認のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

②家計急変世帯(申請期限：9月30日(金))

申請書に必要事項を記入し、収入額が確認できる書類等を添付のうえ、**申請日時点で住民登録のある市区町村窓口**へご提出ください。

※書類の提出やご相談の際は、事前に福祉課社会福祉班までご予約ください。

※申請書は、町ホームページからダウンロードするか福祉課社会福祉班までお問い合わせください。

■給付金をかたる詐欺にご注意ください

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

この給付金について、都道府県や市町村、国の職員が、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。ご自宅や職場などに、そのような不審な電話や郵便物が届いた場合は、最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

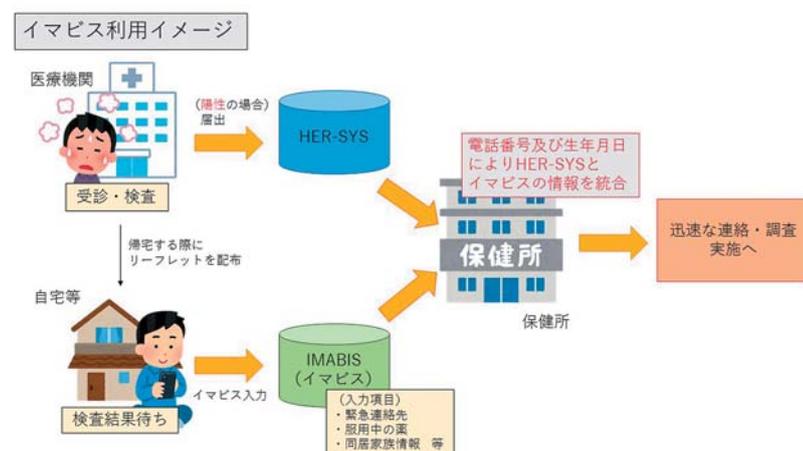


問福祉課社会福祉班 ☎84-1257



新型コロナウイルス感染症の検査をされた方や感染の心配な方へ

～感染者事前登録システムIMABIS(イマビス)の登録をお願いします～



現在、新型コロナウイルス感染症が急拡大している状況が続いています。今後、感染症と診断された場合、ご自分の緊急連絡先や持病等の情報を事前に登録しておくことで、保健所との健康状態などの聞き取り調査時間を短縮することができます。

より適切なサポートのために、できるだけ正確な情報の入力にご協力ください。



IMABIS(イマビス)の登録はこちらから

※上記図の「HER-SYS」は、保健所が新型コロナウイルス感染症への感染が確認された方等の健康状態を、より迅速に適切な対応へつなげるため「IMABIS」との情報と統合して実施するものです。